

『一橋大学社会科学古典資料センター年報』投稿論文審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、『一橋大学社会科学古典資料センター年報』編集委員会設置要領第2条に基づき、『一橋大学社会科学古典資料センター年報』投稿論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2条 審査委員会は、投稿論文ごとに置くものとし、投稿論文の主題、独創性、論理展開、形式等が掲載にふさわしいかを検討し、『一橋大学社会科学古典資料センター年報』編集委員会（以下「編集委員会」という。）に報告する。

(組織)

- 第3条 審査委員会は、編集委員会により指名される2人の査読員をもって組織する。
- 2 査読員は原則として常勤の教員（助手は含まない）とする。ただし、編集委員会が認めたときはその限りではない。
 - 3 査読員のうち1名は学外者とする。
 - 4 指導教員等、投稿論文の執筆に助言することが想像される者は査読員としない。

(査読期間)

第4条 査読員は論文受領後3週間以内に速やかに投稿論文査読票（別記様式（省略））を作成し編集委員会に報告する。

(査読方法)

- 第5条 査読員は、査読結果を①可、②一部手直しの上可（要確認）、③一部手直しを必要とする（要再審査）、④不可の4段階で評価する。
- 2 査読員は、査読結果が②以降の場合、所見を記入する。
 - 3 編集委員会は、2人の査読員から報告された査読結果が一致した場合、その査読結果を判定とする。
 - 4 査読結果が一致しない場合、いずれの査読結果も④でなければ、より厳しい査読結果を判定とする。
 - 5 査読結果のいずれかが④である場合、編集委員会は④をつけた査読員に、③に変更することが可能か否かを問い合わせ、変更が可能な場合には③を判定とする。変更が不可能な場合には、④を判定するとともに、もう一方の査読員にもその旨を連絡する。
 - 6 判定が①の場合、編集委員会は掲載を許可する。
 - 7 判定が②または③の場合、編集委員会は投稿者に再投稿を呼びかけることができる。
 - 8 編集委員会は、投稿者にたいして判定と査読員の所見を通知する。

(再査読)

第6条 論文が再投稿された場合、同一の査読員によって審査委員会を組織する。ただし、年度をまたぐ場合は、その限りではない。再々査読以降も同様である。

- 2 最初の投稿論文の判定が②であった場合は、査読結果を②とした査読員のみが修正点の確認をする。
- 3 判定が③であった場合には、2人の査読員が再査読を行い、その報告に基づいて編集委員会が同様に判定を行う。

(秘匿事項)

第7条 査読員の名前は執筆者に対して知らせない。

- 2 執筆者の名前は査読員に対して知らせない。
- 3 審査終了後も審査に関する事項を漏らしてはならない。

(事務)

第8条 審査委員会の事務は、社会科学古典資料センター助手が行う。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。